

2022（令和4）年3月

国会議員のみなさま

要請書

全国 B 型肝炎訴訟原告団・弁護士

原告団代表 田 中 義 信

弁護士代表 佐 藤 哲 之

2021（令和3）年4月26日、最高裁判所は、集団予防接種の際の注射器の連続使用によって B 型肝炎ウイルスに感染させられた被害者のうち、慢性肝炎が再発した原告2名に対し、最初の慢性肝炎発症時を起算点として除斥期間（旧民法724条後段）を適用した福岡高等裁判所の判決を破棄し、除斥期間の適用を否定する判決を言い渡しました。

最高裁判決は、最初の慢性肝炎発症時を除斥期間の起算点として、それから20年以上経過している被害者には極めて低額の給付金しか支給しない現行の基本合意書及び特措法の改定ないし運用の変更を求める内容となっています。

また、裁判長の補足意見においては、「極めて長期にわたる肝炎被害の実情に鑑みると、本件原告らと同様の状況にある特定 B 型肝炎ウイルス感染者の問題も含め、迅速かつ全体的な解決を図るため、国に協議を行うなどして感染被害者等の救済にあたる国の責務が適切に果たされることを期待する」とされており、国が除斥問題についての迅速かつ全体的な解決を図るべきことが明確に指摘されています。

このような最高裁判決を受けて、福岡高等裁判所において、原告団・弁護士と国との間で協議が行われています。

私たち原告団・弁護士は、そもそも B 型肝炎感染被害者について、除斥期間による差別をすること自体が許されないことだと考えています。

少なくとも、今回の最高裁判決を踏まえるならば、除斥期間の起算点を遅らせることによって除斥期間を適用することなく解決できる事案については、再発事案に限ることなく、すべて除斥期間を適用することなく解決すべきであると考えています。具体的には、提訴前20年以内に肝炎と診断されている被害者については、すべて除斥期間を前提としない救済が受けられるようにすべきです。しかしながら、国は条件を限定した再発事案に限った狭い範囲の解決を求めています。

そこで、今回の最高裁判決を踏まえた B 型肝炎訴訟における除斥問題の「迅速かつ全体的な解決」のために、下記のとおり要請する次第です。

記

【要請事項】

国会議員の先生方におかれては、令和3年4月26日の最高裁判決を踏まえた除斥期間の起算点の見直しの観点から、少なくとも、「B型肝炎訴訟において提訴前20年以内に肝炎と診断されている被害者については、すべて除斥差別のない救済が受けられる」ように、政府に対して強く働きかける等のご協力・ご尽力いただきたく要請申し上げます。

以上